

公益社団法人湖南工業団地協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人湖南工業団地協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を滋賀県湖南市に置く。

2 本協会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、湖南工業団地及び周辺地域の環境保全並びにその調査研究等を行い、もって地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域に対する環境教育活動および関連情報の広報活動
- (2) 環境保全に関する調査研究事業
- (3) 公害の防止に関する事業
- (4) 水質等の分析および改善に関する事業
- (5) その他本協会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本協会の会員となる資格を有する者は、湖南工業団地において事業を営む法人及び個人ならびに本協会の趣旨に賛同する者とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本協会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) 本協会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しな

ければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総会員の同意があったとき。
- (3) 死亡し若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の基準
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 役員の報酬等の支給規程
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分

(8) 前各号に定めるほか、総会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続きが行なわれない場合又は前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合は、前項の規定による請求をした会員は、裁判所の許可を得て、総会の招集をすることができる。

(招集の通知)

第16条 総会を招集するには、会長（前条第3項の規定により会員が総会を招集する場合は、当該会員）は、総会の日の5日前までに、次に掲げる事項を記載した書面をもって、会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、第3号に掲げる事項を定めた場合には、総会の日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるときは、その事項

(5) その他法令で定められた事項

(議長)

第17条 総会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席理事のうちから議長を選定する。

(定足数)

第18条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない会員は、委任状を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において前2項の規定の運用については、総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第21条 理事会において、総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書面に必要事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時までに本協会に提出して議決権を行使する。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の

議決権の数に算入する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員等

(役員の種類及び定数)

第23条 本協会に、次の役員を置く。

理事 10名以上16名以内

監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とすることができる。

4 第2項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、第3項の副会長をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 会長、理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書その他法令で定める書類を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。

2 役員にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(役員の責任の免除)

第30条 本協会は、一般社団・財団法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第31条 本協会に、名誉会長1名及び顧問2名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第34条 理事会は、毎事業年度の4月、6月、7月、9月、10月、11月、1月、2月及び3月の9回開催する。

2 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席理事のうちから議長を選定する。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることのできる理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第4項に規定する報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に理事会の日から10年間備えおかなければならぬ。第38条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 部 会

(部会)

第41条 会長は、本協会の事業の円滑な執行を図るために、理事会の決議を経て、部会を設けることができる。

2 部会で決定した事項は、理事会の決議を経てこれを執行する。

3 部会員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

4 部会長は、部会員の互選により決定し、部会は部会長が招集する。

(安全衛生委員会)

第42条 前条の部会に、職場における労働者の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成促進に寄与するため、安全衛生委員会を設ける。

2 安全衛生委員会の運営及び活動に係ることは、当該部会ならびに安全衛生委員会において定める。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第43条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本協会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中、「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の承認を受けた事業計画書等は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 第1項の承認を受けた事業計画書等を、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 5 第1項の承認を受けた事業計画書等は、直近の総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 正味財産増減計算書
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号及び前項各号の承認を受けた書類については、毎事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議により変更することができる。ただし、第49条の規定については変更することができない。

(解散)

第48条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本協会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第51条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

第52条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。

第12章 補 則

第53条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の会長は、山川 恵則 とする。